

和光市情報公開条例の一部改正の目的、方針及び内容

1 目的及び方針

現行の情報公開条例では、公文書の開示を請求できる方を以下のとおり定めています。

(第5条)

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者
(5)については、その者の有する利害関係に係る公文書の開示に限る

情報公開条例は、より公正で開かれた市政を実現するため、市民の「知る権利」を保障する手段として制定し、運用しています。現在の行政の広域化、高度情報化による地域を越えた情報収集・発信手段の発達により、市民であるかどうかを問わず、市域を超えて市の行政情報は高い関心をもたれるようになりました。市政について様々な方に広く説明責任を果たし、その結果皆様からいただいた反響を市政に反映することは、市政への更なる関心と呼び、それが市民参加を促進し、市政を発展させ、好循環をなしていくものと考えます。

以上のことから、あらゆる方が公文書の開示を請求できるように条例を改正します。

2 改正内容

条文を以下のとおり改めます。

(1) 第5条

請求できる者を「何人も」に改正します。

(2) 第6条

改正により、全ての方が請求権を有することになり、請求者を区分により分ける必要がなくなるため、開示請求書の記載事項から請求者の区分を削除します。

(3) 第19条

本条文は、請求権を持たない方からの開示申出に関する規定であり、改正により請求権を持たない方はいなくなるため、削除します。

詳細は、新旧対照表を参照ください。